

公 示

令和 4 年 7 月 1 日
公立大学法人秋田県立大学
学 長 選 考 会 議

任期満了に伴う次期学長候補者の選考を下記のとおり行う。

記

1 選考の方針

本学の定款第 10 条第 7 号の規定に基づき、学長となる理事長を選考するため設置される機関（以下「学長選考会議」という。）が定めたところにより、学長となる理事長候補者（以下「学長候補者」という。）の選考を行う。

(1) 選考の理由

令和 5 年 3 月 31 日をもって現在の学長となる理事長（以下「学長」という。）の任期が満了するため。

[公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考及び学長の解任の申出に関する規程（以下「学長選考等規程」という。）第 3 条第 1 項第 1 号]

(2) 学長候補者の資格

人格が高潔で、学識が高く、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有し、学長選考会議が定めた「求める学長となる理事長像」（別紙 1）を満たす者とする。

[学長選考等規程第 2 条]

(3) 任期

令和 5 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとし、再任されることはできない。

[学長の任期に関する規程第 1 条第 1 項、第 2 項]

2 学長選考対象者の推薦及び公募

学長候補者の選考にあたり、学長選考会議が学長候補者の選考の対象にする者（以下「学長選考対象者」という。）の推薦及び公募による応募を受け付ける。

(1) 推薦

① 推薦できる者は、次の者とする。

I 経営協議会の学外委員

Ⅱ 令和4年7月1日（金）現在において本学に在職する専任の教授又は准教授

[学長選考等規程第4条第1項第1号・第2号]

②推薦の依頼は、①Ⅰの推薦者に対しては、別途依頼する。①Ⅱの推薦者に対しては、告示をもって依頼とする。

③推薦の受付時の提出書類

Ⅰ 推薦書（別紙様式1号：経営協議会学外委員推薦用 又は別紙様式2号：本学教員推薦用）

Ⅱ 履歴書（別紙様式3号）

Ⅲ 主要業績書（別紙様式4号）

Ⅳ 推薦者名簿（別紙様式5号）

Ⅴ 所信書（別紙様式8号）

上記の別紙様式については、本学ホームページ又は学内専用ホームページよりダウンロードして使用すること。

[学長選考実施細則第3条第1項各号]

(2) 公募による応募

①応募できる者は、令和4年7月1日（金）現在において本学に在職していない学外者とする。ただし、大学（短期大学）等で教育・研究等に就いている者若しくは従事していた者又は大学の特性を熟知している者のうち1人以上からの推薦を必要とする。

[学長選考等規程第4条第1項第3号]

②応募の依頼は、①の学外者に対しては、告示をもって依頼とする。

③応募の受付時の提出書類

Ⅰ 応募書（別紙様式6号）

Ⅱ 推薦書（別紙様式7号：学外者推薦用） ※推薦者ごとに各1通

Ⅲ 履歴書（別紙様式3号）

Ⅳ 主要業績書（別紙様式4号）

Ⅴ 所信書（別紙様式8号）

上記の別紙様式については、本学ホームページよりダウンロードして使用すること。

[学長選考実施細則第3条第1項各号]

(3) 推薦及び公募による応募の受付期間

令和4年7月1日（金）～令和4年8月26日（金）

9：00～17：00（平日に限る）

(4) 推薦及び公募による応募の受付場所

学長選考会議事務局：秋田キャンパス企画チームへの持参又は郵送とする。

郵送の場合の宛先

郵便番号：010-0195

秋田市下新城野字街道端西 241-438

公立大学法人秋田県立大学

秋田キャンパス企画チーム・学長選考会議事務局 宛

※ 電話番号 018-872-1520

※ E-mail keikaku@akita-pu.ac.jp

3 学長選考対象者の公表

推薦及び公募による応募のあった学長選考対象者の氏名、略歴及び所信書の公表は、令和4年8月下旬に、学内専用ホームページに掲載して行う。経営協議会学外委員には別途通知する。

[学長選考実施細則第4条]

4 学長候補者の決定

学長選考会議は、推薦及び公募による応募の受付時の推薦書、応募書等の提出書類を基に資格審査を行い、最大5名までの学長候補者を決定する。学長選考会議は、学長候補者に決定した者に通知するとともに、学長候補者となることの同意書（別紙様式9号）を提出させる。

学長候補者の氏名の公表は、令和4年9月下旬に、学内専用ホームページに掲載して行う。経営協議会学外委員には別途通知する。

[学長選考実施細則第5条]

5 学長候補者の面接

学長選考会議は、学長候補者に対し面接を実施する。

面接日は、原則として、令和4年9月下旬の学長選考会議の全委員が出席できる日とする。

[学長選考実施細則第6条第1項]

6 最終学長候補者の決定

学長選考会議は、書類審査の結果及び面接の結果等を考慮し、学長選考実施細則第6条第2項から第5項に規定する方法に従って、最終的に1名の学長候補者（最終学長候補者）を決定する。

最終学長候補者を選考し決定する学長選考会議の開催日は、面接実施日とする。

学長選考会議は、最終学長候補者を決定したときは、最終学長候補者に通知し、学長就任の承諾を得る。

[学長選考実施細則第6条第6項]

7 選考結果等の公表

選考の結果、本学の次期学長候補者となった者の氏名、選考経緯及び選考理由の公表は、令和4年10月中・下旬に、本学ホームページ及び学内専用ホームページに掲載して行う。

[学長選考実施細則第6条第7項]

8 参考

- (1) 公立大学法人秋田県立大学定款（抜粋）
- (2) 公立大学法人秋田県立大学学長の任期に関する規程（令和4年4月20日秋田県立大学規程第66号）
- (3) 公立大学法人秋田県立大学学長選考会議規程（平成19年3月26日学長選考会議規程第1号）
- (4) 公立大学法人秋田県立大学における学長候補者の選考及び学長の解任の申出に関する規程（令和4年4月14日学長選考会議規程第3号）
- (5) 公立大学法人秋田県立大学学長選考等実施細則（平成21年4月1日学長選考会議決定）
- (6) 公立大学法人秋田県立大学次期学長選考の日程
- (7) 学長候補者選考手続きフロー図

※上記参考資料については、本学ホームページ又は学内専用ホームページを参照のこと。

以上

求める学長となる理事長像

令和4年4月14日
学長選考会議決定

令和5年度以降の秋田県立大学次期学長となる理事長としては、本学に求められる社会的使命を果たすため、次のような資質・能力を持った者を選考することとする。

1. 人格・識見等

- 学内外から信頼を得るに足る高潔な人格であること
- 科学技術・学術に関する優れた学識や高等教育に関する高い識見を有すること
- 大学その他の組織のマネジメントに関する経験を有すること

2. リーダーシップとコミュニケーション力

- 大学の設置理念に沿って、教育・研究・社会貢献の責任を適切かつ効果的に推進するリーダーシップとコミュニケーション力を兼ね備えていること

3. ビジョン

- 秋田県の持続的発展について強い関心と意欲を持つとともに、国内外の状況や政策の動向を的確に把握し、洞察力と先見性に基づいて、大学運営のビジョンを示すことができること

4. 事業の継続と発展

- 公立大学法人秋田県立大学が進めてきた第三期中期計画並びに内閣府交付金事業である秋田版スマート農業モデル構築事業及び産業創生プロジェクトの完遂を目指すこととともに、これまでの秋田県立大学の成果を基盤として、更なる発展をめざすことができること